

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 1 [REDACTED]、森林所有者 2 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が本書別紙の経営管理権集積計画 (以下「経営管理権集積計画」という) に記載した森林 (以下「森林」という) に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日の 5 年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3 に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力 (次に掲げる場合を含むが、それに限られない) によって、3 に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理権集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は、原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理権集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐等を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合。
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権限を有しなくなった場合。
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
 - ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。

